

## 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更対比表

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更案	水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 (R4.5.30改定)
<b>第1条 設置、名称</b> 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称す。	<b>第1条 設置、名称</b> 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称す。
<b>第2条 目的</b> 推進協議会は、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、信濃川下流域のもつ課題及び減災のための目標を共有し、協働して、 <u>想定最大規模降雨により信濃川下流域が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進すること</u> を目的とする。	<b>第2条 目的</b> 推進協議会は、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、信濃川下流域のもつ課題及び減災のための目標を共有し、協働して、 <u>ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築し、地域防災力を向上させる治水方策を推進すること</u> を目的とする。
<b>第3条 対象河川</b> 推進協議会は、信濃川（下流）、関屋分水路、別表一に示す信濃川下流域における指定区間内の一級河川及び新川他8水系の二級河川を対象とする。	<b>第3条 対象河川</b> 推進協議会は、信濃川（下流）、関屋分水路、別表一に示す信濃川下流域における指定区間内の一級河川及び新川他8水系の二級河川を対象とする。
<b>第4条 組織</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>推進協議会に会長をおく。会長は、会員の互選によるものとし、会務を総括する。 なお、会員は、別表一に掲げる会員をもって構成する。</li> <li>推進協議会に幹事会をおく。幹事長は会長が指名し、幹事は、別表一に掲げる幹事をもって構成する。 幹事会は、推進協議会の企画立案や会員機関相互の連絡調整、推進協議会の指示による各種検討を行う。</li> <li>推進協議会及び幹事会は、必要に応じ、学識者に意見を聞くことができる。</li> <li>幹事会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置し、個別事項に関し、検討させることができる。</li> <li>推進協議会及び幹事会へは、必要に応じ、推進協議会及び幹事会以外の関係機関を出席させることができる。</li> </ol>	<b>第4条 組織</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>推進協議会に会長をおく。会長は、会員の互選によるものとし、会務を総括する。 なお、会員は、別表一に掲げる会員をもって構成する。</li> <li>推進協議会に幹事会をおく。幹事長は会長が指名し、幹事は、別表一に掲げる幹事をもって構成する。 幹事会は、推進協議会の企画立案や会員機関相互の連絡調整、推進協議会の指示による各種検討を行う。</li> <li>推進協議会及び幹事会は、必要に応じ、協力学識者に意見を聞くことができる。 <u>また、協力学識者は、幹事会において選任するものとする。</u> <u>なお、協力学識者の委嘱期間は、原則として2年とするが、再委嘱を妨げないものとする。</u></li> <li>幹事会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置し、個別事項に関し、検討させることができる。</li> <li>推進協議会及び幹事会へは、必要に応じ、推進協議会及び幹事会<u>並びにあらかじめ選定した学識者</u>以外の関係機関を出席させることができる。</li> </ol>
<b>第5条 会務</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>下流域全体の地域防災力を向上させる治水方策の実現に向けた具体的な対策を明らかにし、洪水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有し進捗状況を確認する。</li> <li>減災のための目標を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</li> <li>毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。</li> <li>その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</li> <li>地域防災力を向上させる治水方策の検討において、必要とされる情報の共有や必要に応じて学識者からの助言を得る。</li> </ol>	<b>第5条 会務</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>下流域全体の地域防災力を向上させる治水方策の実現に向けた具体的な対策を明らかにし、洪水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有し進捗状況を確認する。</li> <li>減災のための目標を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</li> <li>毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。</li> <li>その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</li> <li>地域防災力を向上させる治水方策の検討において、必要とされる情報の共有や必要に応じて学識者からの助言を得る。</li> </ol>
<b>第6条 推進協議会及び幹事会の開催</b> 推進協議会は、会長が必要と認めたときに会長が、幹事会は、幹事長が必要と認めたときに幹事長がそれぞれ招集する。	<b>第6条 推進協議会及び幹事会の開催</b> 推進協議会は、会長が必要と認めたときに会長が、幹事会は、幹事長が必要と認めたときに幹事長がそれぞれ招集する。

## 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更対比表

<p><b>第7条 情報公開</b></p> <p>1. 推進協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては推進協議会に 諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を推進協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p><b>第8条 事務局</b></p> <p>推進協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び新潟県土木部河川管理課におき、各機関と調整を図りながら運営を行う。</p> <p><b>第9条 規約の改正</b></p> <p>推進協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p> <p><b>第10条 雜則</b></p> <p>この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って決める。</p> <p><b>附 則</b>          本規約は、平成25年5月31日より実施する。</p> <p><b>附 則</b>          (一部改正)          本規約は、平成26年2月13日より実施する。          (一部改正)          本規約は、平成28年8月4日より実施する。          (一部改正)          本規約は、平成30年5月29日より実施する。          (一部改定)          本規約は、令和2年5月26日より実施する。          (一部改定)          本規約は、令和3年5月28日より実施する。          (一部改定)          本規約は、令和4年5月30日より実施する。</p>	<p><b>第7条 情報公開</b></p> <p>推進協議会及び幹事会は、原則、公開とする。</p> <p><b>第8条 事務局</b></p> <p>推進協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び新潟県土木部河川管理課におき、各機関と調整を図りながら運営を行う。</p> <p><b>第9条 規約の改正</b></p> <p>推進協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p> <p><b>第10条 雜則</b></p> <p>この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って決める。</p> <p><b>附 則</b>          本規約は、平成25年5月31日より実施する。</p> <p><b>附 則</b>          (一部改正)          本規約は、平成26年2月13日より実施する。          (一部改正)          本規約は、平成28年8月4日より実施する。          (一部改正)          本規約は、平成30年5月29日より実施する。          (一部改定)          本規約は、令和2年5月26日より実施する。          (一部改定)          本規約は、令和3年5月28日より実施する。          (一部改定)          本規約は、令和4年5月30日より実施する。</p>																																																																																						
<p><b>別表-1</b></p> <p>【対象河川(新潟県管理)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>【一級】</b></td> <td>曲谷川</td> <td></td> <td>浦瀬川</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">信濃川</td> <td>通船川</td> <td>中浦川</td> <td></td> <td>乙吉川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗ノ木川</td> <td>小長沢川</td> <td></td> <td>城下川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥屋野潟</td> <td>守門川</td> <td></td> <td>西川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥屋野潟放水路</td> <td>駒出川</td> <td></td> <td>矢川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鷺ノ木大通川</td> <td>笠堀川</td> <td></td> <td>新矢川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西大通川</td> <td>布倉川</td> <td></td> <td>払川</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名	<b>【一級】</b>		曲谷川		浦瀬川		信濃川	通船川	中浦川		乙吉川		栗ノ木川	小長沢川		城下川		鳥屋野潟	守門川		西川		鳥屋野潟放水路	駒出川		矢川		鷺ノ木大通川	笠堀川		新矢川		西大通川	布倉川		払川		<p><b>別表-1</b></p> <p>【対象河川(新潟県管理)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>【一級】</b></td> <td>曲谷川</td> <td></td> <td>浦瀬川</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">信濃川</td> <td>通船川</td> <td>中浦川</td> <td></td> <td>乙吉川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗ノ木川</td> <td>小長沢川</td> <td></td> <td>城下川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥屋野潟</td> <td>守門川</td> <td></td> <td>西川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥屋野潟放水路</td> <td>駒出川</td> <td></td> <td>矢川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鷺ノ木大通川</td> <td>笠堀川</td> <td></td> <td>新矢川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西大通川</td> <td>布倉川</td> <td></td> <td>払川</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名	<b>【一級】</b>		曲谷川		浦瀬川		信濃川	通船川	中浦川		乙吉川		栗ノ木川	小長沢川		城下川		鳥屋野潟	守門川		西川		鳥屋野潟放水路	駒出川		矢川		鷺ノ木大通川	笠堀川		新矢川		西大通川	布倉川		払川	
水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名																																																																																		
<b>【一級】</b>		曲谷川		浦瀬川																																																																																			
信濃川	通船川	中浦川		乙吉川																																																																																			
	栗ノ木川	小長沢川		城下川																																																																																			
	鳥屋野潟	守門川		西川																																																																																			
	鳥屋野潟放水路	駒出川		矢川																																																																																			
	鷺ノ木大通川	笠堀川		新矢川																																																																																			
	西大通川	布倉川		払川																																																																																			
	水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名																																																																																	
	<b>【一級】</b>		曲谷川		浦瀬川																																																																																		
信濃川	通船川	中浦川		乙吉川																																																																																			
	栗ノ木川	小長沢川		城下川																																																																																			
	鳥屋野潟	守門川		西川																																																																																			
	鳥屋野潟放水路	駒出川		矢川																																																																																			
	鷺ノ木大通川	笠堀川		新矢川																																																																																			
	西大通川	布倉川		払川																																																																																			

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更対比表

小阿賀野川	鎌倉沢川	茶屋川	小阿賀野川	鎌倉沢川	茶屋川
能代川	貝喰川	藤内川	能代川	貝喰川	藤内川
荻曾根川	才川	祓川	荻曾根川	才川	祓川
莊之江川	中ノ口川	大森川	莊之江川	中ノ口川	大森川
後田川	中之島川	湯川	後田川	中之島川	湯川
滝の入川	末宝川	北湯川	滝の入川	末宝川	北湯川
宮古川	刈谷田川	出来津川	宮古川	刈谷田川	出来津川
滝谷川	石地川	城川	滝谷川	石地川	城川
神戸川	堀溝川	一級水系:1水系 122河川		神戸川	堀溝川
辻川	稚児清水川			辻川	稚児清水川
牧川	耕地川	【二級】		牧川	耕地川
平川	小出川	新川	新川	平川	新川
五部一川	川谷川		広通川	五部一川	広通川
派川能代川	本明川		西山川	派川能代川	西山川
城の入川	古川		木山川	城の入川	木山川
新津川	塩谷川		大通川	新津川	大通川
覚路津大通川	田中沢川		大通川放水路	覚路津大通川	大通川放水路
東大通川	九川谷川		飛落川	東大通川	飛落川
五社川	平中之俣川	坂本川	坂本川	五社川	坂本川
才歩川	梅野俣川	白勢川	白勢川	才歩川	白勢川
山田川	葎谷川	宝川	宝川	山田川	宝川
加茂川	山葵谷川	大野積川	大野積川	加茂川	大野積川
大正川	ごよみ川	次郎七川	次郎七川	大正川	次郎七川
大皆川	梅田川	高堂川	高堂川	大皆川	高堂川
小皆川	輪吾田川	藤四郎川	藤四郎川	小皆川	藤四郎川
猿毛川	西谷川	大三川	大三川	猿毛川	大三川
小貫川	矢津川	二級水系:9水系 15河川		小貫川	矢津川
長谷川	前川			長谷川	前川
西山川	栗山沢川			西山川	栗山沢川
大谷川	大倉川			大谷川	大倉川
榎沢川	滝清水川			榎沢川	滝清水川
高柳川	三十刈川			高柳川	三十刈川
小乙川	来伝川			小乙川	来伝川
小俣川	無黒沢川			小俣川	無黒沢川
下条川	幾地野川			下条川	幾地野川
布施谷川	増沢川			布施谷川	増沢川
加茂大平川	芦ヶ沢			加茂大平川	芦ヶ沢
谷川	深谷沢			谷川	深谷沢
五十嵐川	猿橋川			五十嵐川	猿橋川
島田川	稻葉川			島田川	稻葉川
新通川	山北川			新通川	山北川

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更対比表

日端川		椿桂川				日端川		椿桂川		
大平川		椿田川				大平川		椿田川		
檜山川		田井川				檜山川		田井川		
大沢川		頭無川				大沢川		頭無川		
鹿熊川		浦加桂川				鹿熊川		浦加桂川		
坂本川		沢田川	合計:10水系 137河川			坂本川		沢田川	合計:10水系 137河川	

別表－2

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 会員名簿

新潟市長 (会長)	
長岡市長	
三条市長	
加茂市長	
見附市長	
燕市長	
五泉市長	
弥彦村長	
田上町長	
新潟県	防災局長
新潟県	農林水産部長
新潟県	農地部長
新潟県	土木部長
北陸農政局	農村振興部長
下越森林管理署	署 長
中越森林管理署	署 長
森林整備センター	新潟水源林整備事務所長
新潟地方気象台	台 長
北陸地方整備局	河川部長
北陸地方整備局	信濃川下流河川事務所長

別表－2

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 会員名簿

新潟市長 (会長)	
長岡市長	
三条市長	
加茂市長	
見附市長	
燕市長	
五泉市長	
弥彦村長	
田上町長	
新潟県	防災局長
新潟県	農林水産部長
新潟県	農地部長
新潟県	土木部長
北陸農政局	農村振興部長
下越森林管理署	署 長
中越森林管理署	署 長
森林整備センター	新潟水源林整備事務所長
新潟地方気象台	台 長
北陸地方整備局	河川部長
北陸地方整備局	信濃川下流河川事務所長

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更対比表

<オブザーバー>	
東日本旅客鉄道（株）新潟支社	東日本旅客鉄道（株）新潟支社
※各会員については、代理出席を認めるものとする。	
別表－3	
水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 幹事会名簿	
新潟市	危機管理防災局長、土木部長
長岡市	危機管理防災本部長、土木部長
三条市	総務部長、建設部長
加茂市	総務課長、建設課長
見附市	企画調整課長、建設課長
燕市	総務部長、都市整備部長
五泉市	総務課長、都市整備課長
弥彦村	防災課長、建設企業課長
田上町	総務課長、地域整備課長
新潟県防災局	防災企画課長、危機対策課長
新潟県農林水産部	林政課長、治山課長
新潟県農地部	農地計画課長
新潟地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟地域振興局農業振興部	農業振興部長
三条地域振興局農業振興部	農業振興部長
長岡地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟県土木部	河川管理課長、河川整備課長、砂防課長
新潟地域振興局地域整備部	地域整備部長
新潟地域振興局新津地域整備部	地域整備部長
三条地域振興局地域整備部	地域整備部長
長岡地域振興局地域整備部	地域整備部長
北陸農政局農村振興部	水利整備課長
北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所	事務所長
下越森林管理署	総括治山技術官
中越森林管理署	総括治山技術官
森林整備センター	新潟水源林整備事務所 主幹
新潟地方気象台	防災管理官
北陸地方整備局河川部	河川調査官
新潟市	危機管理防災局長、土木部長
長岡市	危機管理防災本部長、土木部長
三条市	総務部長、建設部長
加茂市	総務課長、建設課長
見附市	企画調整課長、建設課長
燕市	総務部長、都市整備部長
五泉市	総務課長、都市整備課長
弥彦村	防災課長、建設企業課長
田上町	総務課長、地域整備課長
新潟県防災局	防災企画課長、危機対策課長
新潟県農林水産部	林政課長、治山課長
新潟県農地部	農地計画課長
新潟地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟地域振興局農業振興部	農業振興部長
三条地域振興局農業振興部	農業振興部長
長岡地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟県土木部	河川管理課長、河川整備課長、砂防課長
新潟地域振興局地域整備部	地域整備部長
新潟地域振興局新津地域整備部	地域整備部長
三条地域振興局地域整備部	地域整備部長
長岡地域振興局地域整備部	地域整備部長
北陸農政局農村振興部	水利整備課長
北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所	事務所長
下越森林管理署	総括治山技術官
中越森林管理署	総括治山技術官
森林整備センター	新潟水源林整備事務所 主幹
新潟地方気象台	防災管理官
北陸地方整備局河川部	河川調査官

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会規約 変更対比表

北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 事務所長（幹事長） ※各幹事については、代理出席を認めるものとする	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 事務所長（幹事長） ※各幹事については、代理出席を認めるものとする
<オブザーバー>  新潟市福祉部 地域包括ケア推進課長  長岡市 介護保険課長  長岡市 長寿はつらつ課長  三条市 高齢介護課長  加茂市 健康福祉課長  見附市 健康福祉課長  燕市 長寿福祉課長  五泉市 高齢福祉課長  弥彦村 福祉課長  田上町 保健福祉課長  新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課長  東日本旅客鉄道（株）新潟支社	<オブザーバー>  新潟市福祉部 地域包括ケア推進課長  長岡市 介護保険課長  長岡市 長寿はつらつ課長  三条市 高齢介護課長  加茂市 健康福祉課長  見附市 健康福祉課長  燕市 長寿福祉課長  五泉市 高齢福祉課長  弥彦村 福祉課長  田上町 保健福祉課長  新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課長  東日本旅客鉄道（株）新潟支社

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会

協力学識者名簿

(総括)

※順不同 敬称略

丸井 英明 新潟大学 名誉教授

(防災)

田村 圭子 新潟大学 危機管理本部危機管理室教授

(気象)

熊倉 俊郎 長岡技術科学大学 工学部環境社会基盤工学専攻准教授

(河川)

衛藤 俊彦 長岡工業高等専門学校 環境都市工学科准教授

安田 浩保 新潟大学 災害・復興科学研究所准教授

山本 隆広 長岡工業高等専門学校 環境都市工学科准教授

(農業)

三沢 真一 新潟大学 名誉教授

吉川 夏樹 新潟大学 自然科学系教授

(リモートセンシング)

力丸 厚 長岡技術科学大学 名誉教授

(ハザードマップ)

澤田 雅浩 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授

(交通)

佐野 可寸志 長岡技術科学大学 工学部環境社会基盤工学専攻教授

(教育)

藤岡 達也 滋賀大学大学院 教育学研究科 教授

(情報通信)

井ノ口 宗成 富山大学 都市デザイン学部都市・交通デザイン学科准教授

(情報提供)

新潟日報、NHK

※各学識者の役職については、R3.4.1 現在